

滋賀県公立高等学校PTA連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県公立高等学校PTA連合会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、R5.9.1～R8.3.31 の期間、滋賀県大津市国分一丁目15-1 県立石山高等学校内におく。

(組織)

第3条 本会は、滋賀県公立高等学校(県立中学校を含む)PTAをもって組織する。

2 本会は近畿地区高等学校 PTA 連合会及び全国高等学校 PTA 連合会の構成員となる。

3 本会を5地区に分ける。区分は別表のとおりとする。

(目的)

第4条 本会は、PTAの健全な発展と青少年の健全育成に努め、各地区および単位 PTA の相互間の連絡連携を密にし、その活動の発展及び高等学校教育、家庭教育並びに社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各高等学校PTA活動及び高等学校教育の振興に関する事業
- (2) 県内 PTA 及び県外高等学校 PTA との連携、情報、意見の交換
- (3) 関係諸官庁並びに関係諸団体との緊密な提携
- (4) 社会教育、家庭教育及び学校教育に関する(調査及び)研修活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 役員

(種別と定数)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副 会 長 | 3名 |
| (3) | 理 事 | 若干名 |
| (4) | 評 議 員 | 各校PTA代表2名 |
| (5) | 監査委員 | 2名 |

(役員選出)

第7条 会長・副会長・理事・監査委員は理事会において選出し、評議員会(総会)において承認を得る。他は理事会に諮り会長が委嘱する。

2 理事は、地域ブロック内の県立高等学校単位 PTA 会長の中から選出する。ただし、地域ブロックおよび理事の選出数は、別に定めるものとする。

(役員任務)

第8条 会長は会務を総括し、この会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

3 理事は理事会を構成し、会務の諸企画運営にあたる。

4 監査委員は本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は1ヵ年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

第3章 機関

第10条 本会の会議は評議員会、本部役員会、理事会及び専門委員会とする。

(評議員会)

第11条 評議員会は最高の議決機関であって、各高等学校のPTA及び学校代表者の2名をもって構成する。

2 第1回(総会)は、毎年6月に、第2回は、11月に開催することとし、会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時評議員会を開くことができる。

3 評議員会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

4 決議は出席者の過半数の賛成を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところとする。

5 評議員会は、次の事項を決定する。

1. 前年度事業並びに決算報告の承認に関する事項

2. 役員の選任に関する事項

3. 事業計画並びに予算の決定に関する事項

4. 会則の改廃に関する事項

5. 会費の決定に関する事項

6. その他本会の運営に関する事項

(本部役員会)

第12条 本部役員会は、本会の執行機関として、会長・副会長をもって構成し、会長が招集し会務を執行する。

(理事会)

第13条 理事会は、評議員会に次ぐ議決機関であって、理事および監査委員をもって構成し、会長が招集する。

2 理事会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

3 決議は出席者の過半数の賛成を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、会長の決するところとする。

4 理事会は、次の事項を決定する。

1. 総会に付議すべき事項

2. 諸規定の制定、改廃に関する事項

3. 本会が行う諸事業に関する事項

4. その他 会務運営に必要な事項

(委員会)

第14条 本会に、会長の諮問機関として、次の委員会を置く。

(1)総務委員会 8名

(2)健全育成委員会 4名

2 委員会の構成は、副会長2名、理事8名および監査委員2名から選出する。

3 各委員会に委員長を置き、副会長が当たる。

第4章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

(会費)

第 16 条 会費は年額次のとおりとし、5月1日の在学者数に基づき毎年指定された期日までに事務局に納付しなければならない。ただし、納付した会費は返還しない。

会費(生徒1人当たり)

全日制:200 円

定時制:100 円

均等割(1校当たり)

全日制:10,000円

定時制: 5,000円

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は4月1日から3月 31 日までとする。

第5章 事務局

(事務局)

第 18 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長(専任)および事務職員を置く。

3 事務局長および事務職員は、会長が委嘱し会務を処理する。

4 事務局長および事務職員は、本会の各種会議に出席して意見を述べることができるが、表決には加わらないものとする。

5 事務局長および事務職員の在職期間・職務・給与その他については、別に定める。

第 6 章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

第 19 条 本会に顧問・相談役を置くことができる。

2 顧問は、本会の理事校の校長、並びに会長及び副会長経験者の中から、会長が委嘱する。
相談役は、本会の事務局長経験者の中から、会長が委嘱する。

3 顧問・相談役は、理事会に出席し、意見を述べるができるが、表決には加わらないものとする。

4 顧問・相談役の任期は、それを委嘱した会長と同じとする。

第7章 改正および施行細則・規定

(改正)

第 20 条 本会則の改正は、理事会の審議を経て、評議員会において出席単位 PTA の3分の2以上の賛成によって行う。

(施行細則・規定)

第21条 本会の運営に必要な施行規則・規定は理事会で定める。

2 理事会は、施行規則・規定を制定または変更したとき、その後開催の評議員会に報告しなければならない。

補 則

本会は、必要に応じ既存とは別に専門委員会をおくことができる。

この会則は昭和27年9月13日から施行する。

昭和43年 6月 一部改正

昭和45年 6月 一部改正

昭和47年10月 一部改正
昭和52年 6月 一部改正
昭和57年 6月 一部改正
昭和63年 6月 一部改正
平成13年 6月 会費改正
平成16年 6月 一部改正
平成19年 9月 一部改正
令和 7年 6月 一部改正
令和 7年 11 月 改正

個人情報保護に関する指針

（目的）

第1条 この指針は、滋賀県公立高等学校PTA連合会（以下「県高P連」という。）が、県高P連の業務をとおして取得した会員及び県高P連の業務に必要な個人情報を適切に収集、管理、利用及び保護し、会員のプライバシーを保全することを目的とする。

（個人情報の定義）

第2条 個人情報とは、氏名、住所、電話番号やその他の記述等により、当該本人を識別できるものをいう。

（個人情報収集の原則）

第3条 県高P連が行う個人情報の収集は、県高P連の事業の運営に必要な範囲に特定し、当該情報の利用目的を伝え、本人又は本人が同意する第三者から公正な手段によって収集されなければならない。

（個人情報利用の原則）

第4条 県高P連による個人情報の利用は、前条で伝えた利用目的の範囲に限定してされるものとし、次の各号に定める場合を除き、本人の同意なく目的外の利用をしてはならない。

- （1）県高P連が加盟する団体の業務に必要な不可欠な場合
- （2）法令等により、県高P連が相手方に情報を提供することが義務付けられている場合
- （3）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

（情報管理の原則）

第5条 県高P連事務局は、県高P連において収集・蓄積された個人情報に関して、改ざん、紛失、目的外の利用など不正な取扱いが行われることがないように厳正に管理しなければならない。

（個人情報の開示・利用停止・消去）

第6条 個人情報の情報主体であるご本人が自己の個人情報について、開示、訂正、利用停止、消去等の要求をなされた場合は、適切な方法により、ご本人であることの確認を経た上で、法令または業務上拒否することが認められた場合を除き速やかに対応しなければならない。

（関係法令等の遵守）

第7条 個人情報保護の管理運用に当たっては、本指針のほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの関係法令を遵守する。

（改正）

第8条 法令の改正または事務上の不備が発生した場合は、本部役員会において審議し理事会の承認をもって改正することができる。

付 則

本規定は、令和7年11月12日より施行する。

滋賀県公立高等学校PTA連合会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、滋賀県公立高等学校の優良なPTA並びに PTA 活動に著しい功労のあった者を表彰することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定で PTA とは、学校と家庭との連絡を密にし、高等学校教育の充実振興を図ることを目的として組織された団体をいう。

(功労者の基準)

第3条 滋賀県公立高等学校PTA連合会が行う表彰者の選考または内申の基準を、次のように定める。

1 教育長表彰【授与者:教育長】

(ア)単位高等学校PTA会長を2年以上勤め退任した者。(感謝状)

(イ)単位高等学校PTA会長を1年以上勤め県連合会役員を兼ね退任した者。(感謝状)

(ウ)県連合会会長を1年以上勤め退任した者。(感謝状)

2 滋賀県公立高等学校PTA連合会表彰

(ア)単位高等学校PTA会長を1年勤め退任した者。(表彰状)【授与者:旧年度会長】

(イ)近畿地区高等学校PTA連合会大会で実践発表をした者。(感謝状)

(ウ)全国高等学校PTA連合会大会で事例発表をした者。(感謝状)

(エ)県連合会役員を1年以上勤め退任した者。(表彰状)【授与者:旧年度会長】

3 全国高等学校PTA連合会全国大会における表彰(定員2名)

内申推薦順位を下記(ア)以下の順序に従い選考する。

(ア)単位高等学校PTA会長を3年以上勤め県連合会役員を兼ねて退任した者。

(イ)単位高等学校PTA会長を2年以上勤め県連合会役員を兼ねて退任した者。

(ウ)単位高等学校PTA会長を1年以上勤め県連合会役員を兼ねて退任した者。

(エ)単位高等学校PTA会長を3年以上勤め退任した者。

※ 補足説明

① 県連合会役員とは、理事会役員【会長・副会長(校長を除く)・理事・監査委員】とする。

② 「2年以上または3年以上勤め」とは「同一校で連続」を原則とする。

③ 上記 1 により教育長表彰を授賞した者には、2(ア)による連合会表彰は授賞しないものとする。

④ 授賞の時期は、第1回の評議員会とする。

但し、上記 2の(イ)と(ウ)については、第2回の評議員会とする。

⑤ 単位高等学校PTAによる個別の事情がある場合は、理事会で協議する。

⑥ この内規によりがたい事情が生じた場合は、理事会で協議する。

⑦ この内規での「年度」は、会長が評議員会で承認された時から退任した時までとする。

⑧ 上記 1および2の受賞者に対し、記念品として1人 1,000 円の図書券を贈呈する。

* 付 記

1 この内規の改正は、理事会で決定する。

2 この内規は、昭和50年10月 9日より施行する。

- 3 この内規は、平成19年 9月13日より施行する。
- 4 この内規は、平成21年 4月 1日より施行する。
- 5 この内規は、平成29年 4月 1日より施行する。
- 6 この内規は、平成30年 4月 1日より施行する。
- 7 この内規は、令和 8 年 4月 1日より施行する。

(全国高 P 連団体表彰選考内申基準)

第4条 一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会団体表彰へ推薦する候補団体の選考または内申の基準を次のとおり定める。

1 選考基準

一般社団法人高等学校PTA連合会(以下、全国高P連とする)が定める表彰規程第 2 条(2)に準じる。

組織運営が他の範とするに足る団体。

2 選考方法

(1)各校自己推薦とし、決められた期日までに調査票ならびに活動内容のわかる資料を添付し、滋賀県公立高等学校PTA連合会事務局(以下、事務局とする)まで提出すること。

(2)事務局は提出された調査票ならびに添付資料等を基に理事会において原則として2校以内を選考し、全国高P連へ推薦する。

※ 補足説明

- ① 理事会とは当該年度の第4回理事会とする。
- ② 2選考方法(1)決められた期日とは事務局が定めた期日とする。
- ③ 2選考方法(1)活動内容のわかる資料とは会報、事業報告書等とする。
- ④ この内規によりがたい事情が生じた場合は、理事会で協議する。

* 付 記

- 1 この内規の改正は、理事会で決定する。
- 2 この内規は、令和3年4月 1日より施行する。
- 3 この内規は、令和 8 年 4月 1日より施行する。

滋賀県公立高等学校PTA連合会旅費等規定

(目的)

第1条 この規定は、滋賀県公立高等学校PTA連合会(以下「本会」という。)会務のために旅行する本会の役員及び事務局員(以下「本会役職員」という。)並びに本会役職員以外の者に対して支給する旅費等に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 本会役職員及び本会役職員以外のものが会務のために旅行するときは、この規定に定めるところにより、旅費等を支給する。

2 旅費の支給は、当該年度予算の範囲内において支給する。

(支給の範囲等)

第3条 旅費等の支給範囲等は、以下の別表のように定める。

滋賀県高P連の旅費・宿泊費等に関する内規

滋賀県公立高等学校PTA連合会

	会長	副会長 説明⑥	理事	監査	評議員	発表者	受賞者	一般会員
理事会	○	○	単P	単P				
総務・健全育成委員会(県内)	○	○	単P	単P				
同 上 両委員会(県外)		○						
第1回評議員会(総会)	○	○	単P	旧:○ 新:単P 説明 ⑤	単P		単P	
第2回評議員会(研修会)	○	○	単P	単P	単P		単P	
教育予算充実要望	○	○						
近畿地区役員会	○	○						
全国役員会	○							
近畿大会 (説明⑧)	○	○				○	◎	単P
全国大会 (説明⑨)	○					○	◎	単P
一般会員対象研修会(人権教育等)	○							単P

説 明

- ① ○印・・・旅費【滋賀県の条例に準じる交通費(県外での特急利用は100km以上)】、【旅費雑費 県外のみ1,300円／1日)】を本連合会から支出する。
- ② ◎印・・・旅費(同前)と宿泊費【指定または斡旋・推奨された宿泊所での宿泊費】を本連合会から支出する
- ③ 単P・・・単位PTAからの支出または裁量に委ねるものとする。
- ④ 上表に記載のない出張については、依頼先の負担または本連合会からの支出とする。
- ⑤ 4月から第1回評議員会(総会)までの会議は、旧年度の会長・副会長・理事・監査も上表を適用する。
但し、第1回評議員会(総会)における監査委員は、旧委員のみ本連合会より支出する。

- ⑥ 副会長のうち、校長は理事会と評議員会のみ副会長として出席し、旅費は単位PTAに委ねる。
- ⑦ 近畿大会への参加は、旧年度の会長・副会長も上表を適用する。(前日の新旧役員会に出席必要)
- ⑧ 近畿大会実行委員長は、本県実施翌年度の表彰式へ参加する。広報紙受賞は含まない。
- ⑨ 全国大会への参加は、原則2泊までとする。
但し、受賞者の宿泊は初日(1泊)のみとする。(分科会不参加の場合、参加費は不要)
また、受賞者が複数泊を希望する場合、2泊目からは単位PTAに委ねる。
- ⑩ レセプション費(教育懇談会費等)・参加費が必要な場合は、本連合会から支出する。
- ⑪ 事務局職員の出張については、必要に応じ本連合会より支出する。
- ⑫ この内規によりがたい事情が生じた場合は、理事会で協議する。

付 記

- 1 この内規の改正は、理事会で決定する。
- 2 この内規は、平成19年9月13日より施行する。
- 3 この内規は、平成20年8月1日より施行する。
- 4 この内規は、平成22年4月1日より施行する。
- 5 この内規は、平成24年4月1日より施行する。
- 6 この内規は、令和5年4月29日より施行する。
- 7 この内規は、令和 8 年4月1日より施行する。